

愛がん動物用飼料の基準・規格案(一覧)

分 類	対象とする物質等	諸外国の基準	基準・規格案
かび毒	アフラトキシン類	米国:0.02 ppm (B1、B2、G1、G2の合計量) EU:0.01 ppm (B1)	0.02 ppm (B1)
	デオキシニバレノール	米国:規定なし EU:5 ppm	〇〇ppm
重金属等	水銀	米国:2 ppm EU:0.4 ppm (水分含量12%の場合)	〇〇ppm
	カドミウム	米国:0.5 ppm EU:2 ppm (水分含量12%の場合)	〇〇ppm
	鉛	米国:30 ppm EU:配合飼料 5 ppm 補足的飼料 10 ppm (水分含量12%の場合)	〇〇ppm
	ヒ素	米国:50 ppm EU:配合飼料 2 ppm 補足的飼料 4 ppm (水分含量12%の場合)	〇〇ppm
有害微生物	有害微生物全般		適切な加熱処理や水分調整などを行うことを製造基準として設定
農 薬	有機リン系殺虫剤		
	クロルピリホスメチル		10 ppm
	ピリミホスメチル		2 ppm
	馬拉チオン		10 ppm
	メタミドホス		0.2 ppm
	アミノ酸系除草剤		
	グリホサート		15 ppm

分 類	対象とする物質等	諸外国の基準	基準・規格案
	有機塩素系殺虫剤	(EUは水分含量12%として基準値を設定)	
	BHC	米国:0.1 ppm(γ-BHC) EU:0.2(γ-BHC)	〇〇ppm
	DDT	米国:0.5 ppm (DDT、TDE及びDDEの合計量) EU:0.05 ppm(DDT-異性体、TDE異性体、DDE異性体を示す)	〇〇ppm
	アルドリン ディルドリン	米国:0.03 ppm (アルドリンとディルドリンの合計量) EU:0.01 ppm (アルドリンとディルドリンの合計量)	〇〇ppm
	エンドリン	米国:規定なし EU:0.01 ppm	〇〇ppm
	ヘプタクロル ヘプタクロルエポキシド	米国:0.03 ppm(ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドの合計量) EU:0.01 ppm(ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドの合計量)	〇〇ppm
添加物	エトキシキン ブチルヒドロキシアニソール(BHA) ジブチルヒドロキソトルエン(BHT)	米国:200 ppm (エトキシキンは150 ppm以下) EU:犬用 150 ppm (エトキシキンは100 ppm以下) 猫用 150 ppm	150 ppm(合計量) (犬用にはエトキシキンは75 ppm以下)
	プロピレングリコール	米国:猫用 使用してはならない EU:犬用 53,000 ppm	猫用には用いてはならない
	亜硝酸ナトリウム	米国:規定なし EU:100 ppm(水分含量が20%を超える飼料)	〇〇ppm
	ソルビン酸		〇〇ppm
全般的事項	その他の有害物質等		有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない

注) 網掛けしている物質は、法施行に合わせて暫定的な指導基準等を設定することを検討するとともに、次年度以降に必要な実態調査等を実施した上で、基準等を設定する。